中国からの風便り

中国の大学入試制度（高考）

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　松本 亮
PROFILE

みなさんは中国の「高考」（ガオカオ）と呼ばれる試験をご存じでしょうか。これは「普通高等学校招生全国統一考試」の通称であり、いわゆる日本の「大学入学共通テスト」に当たる試験です。毎年６月７日から８日にかけて、地方によっては９日まで、各地で実施されることになります。報道によると、2023年は過去最高の1291万人が受験したと言われていますが、さながら現代の科挙として、中国の受験生は必死に勉強して「高考」に挑むことになります。

この「高考」には、日本の大学入学共通テストと異なる点がいくつかあります。

まず一つ目は、中国では大学や学部ごとの個別試験（いわゆる二次試験）は原則として実施されず、「高考」の試験結果のみで、どの大学のどの学部に行くかが決まることになる点です。「高考」の結果が出ると、受験生はその点数を見て、インターネットで志望大学や志望学部を申請することになりますが、仮に志望大学の志望学部に全く合格できなかった場合に備えて、「大学に決めてもらう」という選択肢があります。その場合、志望大学が、満員でない学部に受験生を合格させることになります。なお中国にもいわゆる浪人生はいますが、日本に比べると少なく、他の大学に行きながら再度「高考」に挑戦する仮面浪人や、高校に自主留年する場合が多いようです。

二つ目は、各省によって大学の合格枠数に差があるという点です。例えば北京大学や清華大学といった北京の名門校では、北京市に戸籍がある者に対して数百名の合格枠数があるといわれています。他方で例えば山東省や安徽省の戸籍の者に対しては、数名から数十名の合格枠数しか割り当てられていません。山東省や安徽省は受験者数が多いにも関わらず合格枠数が少ないため、極めて優秀な層しか名門校に進学することができないのが現状です。その結果、北京市の合格者の最低合格点と、他の地方の合格者の最低合格点が異なるという奇妙な現象が生じることになります。

三つ目は、「高考」は全国統一考試ではあるものの、全ての受験者が全く同じ問題を受けるわけではなく、省ごとに作成された問題も出題される点です。要するに完全に全国的に「統一」された試験ではなく、各省ごとにアレンジした全省の統一試験を行うというものになります。この理由は各省の学習内容や進度・深度に合わせた試験問題を出すことができる点にあるといわれていますが、統一試験ではないため、各省ごとの試験の点数を単純に比較できないことも確かです。上記に述べた各省ごとの合格者の最低合格点を単純比較できず、地方によって合格者の能力に差があると一概には言えないという理由の一つになっているのかもしれません。

なお中国の戸籍は、日本と異なり簡単には移すことができません。移転のための要件をクリアしてはじめて戸籍を移すことができます。しかしこの「高考」を少しでも有利な条件で受けようと、本来であれば認められない「高考移民」をする受験生も後を絶ちません。大学入試制度という側面からも、日中両国間の制度や文化の違いが見て取れる興味深い事例だと思い、ご紹介させていただきました。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。